

9月は「動物愛護月間」です

動物を大切にする心が育まれ、正しい飼い方が広まるように、茨城県では9月を「動物愛護月間」としています。この機会に、動物との付き合い方や飼い主としての責任について、真剣に考えてみませんか。

動物を飼うためのお願い

- 最期まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- 繁殖して困らないように、不妊手術などの繁殖制限をしましょう。補助金制度がありますので、ご活用ください。
- 逃げ出し（逸走）防止の対策をしましょう。逃げ出したら、市、県、警察へ連絡しましょう。（迷子札やマイクロチップなどをつけて、飼い主がわかるようにしましょう）



犬を飼うために守るべきこと

- すべての飼い主には、飼い犬ごとに生涯で1回の登録と毎年度1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務付けられています。
- 放し飼いは県条例で禁止されています。
- 散歩中に「ふん」をしたときは必ず持ち帰りましょう。

◆「特定犬」って知っていますか？

県知事が定める8犬種と、犬種に関わらず体高60cm・体長70cm以上の犬は、県条例によって特定犬とされています。自宅の入り口に「特定犬」の標識を貼り、犬は「おり」の中で飼うことなどが義務付けられています。

特定犬となる8犬種

秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブルテリア）

猫を飼うために守るべきこと

- 完全室内飼いを心がけましょう。
- 野良猫にエサだけ与える行為は、近隣住民とのトラブルになるのでやめましょう。



◆猫の保護について

負傷等により身動きが全くできない場合や、育児放棄されたと思われる乳飲み子が保護対象となります。

※乳飲み子に直接触れて人間の匂いがついてしまうと、育児放棄につながりかねません。親猫は付きっきりで世話をしていないため、発見後はしばらく様子を見てください。

動物の遺棄・虐待は**違法**です。
捨てられた現場などを見かけた場合は、**警察に通報**をお願いします。



問・生活環境課

・茨城県動物指導センター

・(公社)日本獣医師会

☎0297(21)2189

☎0296(72)1200

☎03(6384)5320



市ホームページは
こちらから

違法ヤードの発見にご協力をお願いします！

ヤードとは、高い鉄板などの塀で囲まれており、自動車解体を行う施設のことです。違法ヤードは、盗難自動車を隠し解体などを行う施設で、自動車犯罪の温床となっています。

あなたの近所に次のような施設はありませんか？

- ✓ 深夜、早朝に解体等の作業音がしている。
- ✓ 廃倉庫や工場跡地に、自動車の車体や部品が放置されている。
- ✓ 不特定の人や車両（乗用車、貨物車問わず）が頻繁に出入りしている。

左の項目に当てはまる施設は、盗難自動車を扱う違法ヤードの可能性ががあります。「あやしいな」「おかしいな」と思ったら、警察への通報をお願いします。



通報先 境警察署 生活安全課 ☎0280(86)0110